

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務(私立) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木県は高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木県知事

公表日

令和7年9月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務
②事務の概要	・高等学校等に在学する生徒又は学生の世帯の所得が一定基準以下の場合、その保護者等に対し、奨学のための給付金の支給を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
③システムの名称	中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
栃木県奨学のための給付金(私立)支給関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 第8項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表169
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	栃木県経営管理部文書学事課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館2階 栃木県経営管理部文書学事課(028-623-2056)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館2階 栃木県経営管理部文書学事課(028-623-2056)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

[] 人手を介在させる作業はない

判断の根拠	下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄
-------	--

9. 監査	
-------	--

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	-----------	---

判断の根拠	特定個人情報等を取り扱う機器、書類等を、施錠できるキャビネットに保管している。
-------	---

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	評価実施機関所属長	文書学事課長 石松 英昭	文書学事課長 千金楽 宏	事後	人事異動による変更
平成30年5月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	文書学事課長 千金楽 宏	課長	事後	評価書様式の変更に係る修正
令和1年6月26日	IVリスク対策	記載なし	記載あり	事後	評価書様式の変更に係る追加
令和2年5月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年5月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和5年2月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・栃木県行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第2条、別表第一 2の項	・栃木県行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第2条、別表第一 3の項	事後	評価書の見直しに係る修正
令和5年2月10日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 ・栃木県行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第2条、別表第一 2の項	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 ・栃木県行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第2条、別表第一 3の項	事後	評価書の見直しに係る修正
令和7年2月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・栃木県行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第2条、別表第一 3の項	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・栃木県行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第2条、別表第一 3の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 第8項	事後	評価書の見直しに係る修正
令和7年2月17日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 ・栃木県行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第2条、別表第一 3の項	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 ・栃木県行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第2条、別表第一 3の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表169	事後	評価書の見直しに係る修正
令和7年2月17日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である 下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	評価書の見直しに係る修正
令和7年2月17日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である 特定個人情報等を取り扱う機器、書類等を、施錠できるキャビネットに保管している。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和7年7月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和7年7月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和7年7月31日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[] 提供・移転しない 十分である	[○] 提供・移転しない 記載なし	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・栃木県行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第2条、別表第1 3の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 第8項	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 第8項	事後	評価書の見直しに係る修正
令和7年9月18日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 ・栃木県行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第2条 別表第1 3の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表169	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表169	事後	評価書の見直しに係る修正